

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 3 日現在

機関番号：34419

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780033

研究課題名(和文) 国連安全保障理事会による「必要なすべての措置」の授權 その法的性質の検討

研究課題名(英文) The legal nature of the UN Security Council's authorizations to use "all necessary measures"

研究代表者

加藤 陽 (KATO, Akira)

近畿大学・法学部・准教授

研究者番号：90584045

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国連安全保障理事会が加盟国に対し行う「必要なすべての措置」の授權が有する法的性質の検討をおこなった。まず、加盟国が授權を実施するに伴って生じている3つの解釈論上の問題を検討する。その上で、この検討に基づき、授權方式は、公共の利益を個々の国家が個別に実現する自衛権に近い性格を持つのか、あるいは公共の利益をあくまで集団的に実現する公的制裁としての性質を有するのか、という理論的問題を解決することを試みた。

研究成果の概要(英文)：This research analyzes the legal nature of the United Nations Security Council's authorizations to use "all necessary measures". It considers three interpretive issues arising from implementation of authorizations by the member states. Based on this consideration, it then attempts to solve the theoretical problem of whether the system of authorizations is similar in nature to the right of self-defense through which individual states realize public interests individually, or to a public sanction which pursues public interests collectively.

研究分野：国際公法

キーワード：授權 国際連合 集団安全保障 必要なすべての措置 軍事的制裁 安全保障理事会

1. 研究開始当初の背景

(1) 国際連合の集団安全保障体制は、国際連盟に比して強力な軍事的制裁の規定を置いている。すなわち、国連加盟国は、国連憲章第 43 条に基づく特別協定の締結を通じて国連に兵力を提供し、国連安保理は、国連憲章第 42 条に基づきこの兵力を用いて軍事的制裁を実施する。

冷戦の開始とともにこの制裁システムは機能不全に陥ったが、冷戦が終了し国連の活性化が期待される中、特別協定による軍事制裁の代替として実施され、現在では定着している手法が授權 (authorization) である。これは、安保理が国際平和に対する脅威などを認定した後、この事態の鎮静化を目的として、加盟国に対し「必要なすべての措置 (all necessary measures)」を授權する方式である。これを受けた加盟国は、国連に兵力を提供する負担を負わずに、自らの裁量の下で兵力を運用し、軍事的制裁を実施する。湾岸戦争において、クウェートへ侵攻したイラクに対し制裁を実施するために採択された決議 678 (1990 年採択) がこの方式を採用し、大きな論争の対象となったが、現在では頻繁に使用されている。

(2) 以上の経緯から形成された授權方式は、国連憲章上明確に規定されておらず、実行の中で形成された制度であるため、これがどのような法的性質を有するのか、従来から論じられてきた (Sarooshi, *The United Nations and the Development of Collective Security* (1999); 大沼保昭編『21 世紀の国際法 多極化する世界の法と力』(2011))。授權の法的性質に関するこれまでの議論から、2 つの極の立場を抽出すると、次のようなものに分類できる。第 1 の立場は、授權において国連加盟国が有する裁量を強調し、授權方式は国際平和という公共の利益を個々の国家が実現する措置であるとする (自衛権説)。第 2 の立場は、加盟国の裁量は存在するものの授權が国連の判断によって行われている点を強調し、国際平和という公共の利益を集団的に実現するのが授權方式であるとする (公的制裁説)。

2. 研究の目的

冷戦後の安保理の活性化にともなって、授權は、国家間の武力衝突に対してのみならず、様々な事態に対処するために用いられるようになった。国連の暫定統治における授權 (酒井啓恒「国連憲章第七章に基づく暫定統治機構の展開 UNTAES・UNMIK・UNTAET」神戸法学雑誌 (2000 年))、紛争後に実効的な統治機構が存在しない中で、多国籍軍による占領統治のために行われる授權 (Messineo, "The House of Lords in Al-Jedda and Public International Law",

Netherlands International Law Review (2009))、さらには、国連の非軍事的措置を執行するために海上で行う船舶への海上阻止活動のための授權 (Klein, *Maritime Security and the Law of the Sea* (2011)) 等である。

授權方式は、国連の制裁の一形態として確立している。もっとも、授權の量的・質的拡大はみられるものの、この方式が国連憲章上明確に規定されていないこともあり、授權に基づく国連加盟国の行動は様々な法解釈論上の問題に直面している。本研究の目的は、このような法解釈上の論点の分析を通じて、授權の法構造を立体的に明らかにし、これによって授權の法的性質を検討することである。

3. 研究の方法

(1) 授權の法的性質に関連すると考えられ、かつ実行上も重要な解釈上の論点としては、国連安保理による授權と国際法の抵触、国連安保理による授權に基づく加盟国の行為の帰属、国連安保理による授權の国連憲章上の根拠である。

(2) 国連憲章第 103 条は、国連憲章上の義務が他の国際協定に基づく義務に優先する、と定めている。国連安保理が国連憲章第 25 条に基づく法的拘束力を有する決定により制裁を行った場合は、この義務は他の国際協定上の義務に優先する。他方で、授權に基づく加盟国の行動が国際法に抵触した場合はどのような帰結がもたらされるだろうか。これについては、制裁の実効性の考慮から、第 103 条の適用を認め、授權は他の国際協定に優先するとみる立場があるが、授權は違法性阻却事由として機能するという立場もある。

授權に基づく加盟国の行為が違法であった場合、この行為は措置を実施した加盟国がまたは国連のいずれに帰せられるのか。この問題に関しては、安保理が「究極の権能及び支配」を保持している場合に国連への行為の帰属を認める立場があり、他方で、加盟国に対して国連が必ずしも強い統制を行っていないことから、授權に基づく行為は加盟国に帰属するとの見解もある。

授權は国連の実行を通じて形成されてきたもので、憲章上、授權をはっきり定めた規定は存在しない。したがって、授權の法的根拠について論争が展開されてきた。授權は、国連憲章第 25 条に基づく安保理の決定のように法的拘束力を持たないことから、憲章第 39 条において規定された「勧告」に授權を含める立場や、安保理の軍事的措置を定める憲章第 42 条に授權を基礎づける立場などがある。

4. 研究成果

(1) の論点については、以下の検討を行った。まず、国連における歴史的な展開を検討したが、はっきりとした立場は示されていなかった。

そこで、近時の判例や動向をみると、国連憲章第 103 条が授權に対して適用されるかどうか、という形で問題がたてられている。イラクの事態において、国連安保理決議の授權に基づき英国が個人に対して拘禁を行い、かかる拘禁が欧州人権条約の違反であると主張された Al-Jedda 事件について、英国国内裁判所と欧州人権裁判所がそれぞれ判決を下した。英国貴族院は授權に対して国連憲章第 103 条の適用を認め、授權が欧州人権条約に優先するとの判断を示した (R (Al-Jedda) v. Secretary of State for Defence, 12 December 2007, [2007] UKHL 58)。これは国連憲章第 103 条の適用肯定説である。他方、欧州人権裁判所判決はこれについて判断を示さなかった (Al-Jedda v. The United Kingdom (Application no.27021/08), European Court of Human Rights, Grand Chamber, Judgment, 7 July 2011)。

また、アフガニスタンの事態において同様に授權と欧州人権条約の抵触が問題となった Serder Mohammed 事件について、英国高等法院は Al-Jedda 事件における英国貴族院の判断を踏襲した (Serdar Mohammed v. Ministry of Defence, 2 May 2014, [2014] EWHC 1369 (QB))。

限られた判例の量ではあるが、授權に対しては第 103 条の適用は肯定されるか、少なくとも否定はしないという動向が存在する。

(2) の論点については関連判例を検討した。まず、Behrami 事件決定では、「究極の権能および支配」の基準に依拠し、安保理決議の授權に基づく国際安全保障部隊の行為が国連に帰属することが認められたが (Agim Behrami and Bekir Behrami v. France & Ruzhdi Saramati v. France, Germany and Norway (Application no.71412/01 and 78166/01) European Court of Human Rights, Grand Chamber, Decisions as to the admissibility of Applications, 2 May 2007)、他方で上述の Al-Jedda 事件英国貴族院では、Behrami 事件決定との状況の違いを強調しつつ、授權に基づく英国の行為が国連に帰属することは否定された。

これに対し、安保理の授權ではなく法的拘束力を有する決定に基づく国家の措置が欧州人権条約の違反に問われた事例があり、例えば、欧州人権裁判所の Nada 事件判決や (Nada v. Switzerland (Application no.10593/08), European Court of Human Rights, Grand Chamber, Judgment, 12 September 2012,) Al-Dulimi 事件判決であ

る (Al-Dulimi et Monatana Management Inc. c. Suisse (Requête no 5809/08), Cour européenne des droits de l'homme, Deuxième section, Arrêt, le 26 novembre 2013)。これらの事例を素材に、拘束力のある決定の場合との比較をしつつ、授權に基づく行為の帰属論を検討した。もっとも、このような比較論からは有意な議論は必ずしも得られなかった。

(3) の論点については以下の通りである。

授權の法的根拠を検討するに当たっては、法的根拠論に関連する前提的論点として、まず以下の 2 点を考察した。

第 1 に、授權を規定する文言は一様ではない。「必要なすべての措置 (all necessary measures)」の他に「必要なすべての手段 (all necessary means)」という表現もあるが、文言の違いが法的内容の違いを生むかは、実行上明らかではない。

第 2 に、こうした文言で構成される授權にどのような措置が含まれるのかもはっきりしない。武力行使が認められるのは周知の通りであるが、個人に対する拘禁の根拠にされる場合があり、この措置の射程が問われている。

以上を踏まえ、授權方式の法的根拠を検討した。これには、国連憲章第 42 条説、集団的自衛権説、憲章第 39 条における勧告説、第 41 条半 (Article 41 1/2) 説のほか、事後の慣行論、黙示的権限論など多様な可能性が存在することが明らかになった。実行上明確に示されているわけではないが、軍事的措置を定める第 42 条が今のところ最も説得的であるように思われる。もっとも、授權の法的内容や文言上の定式の違いにより授權の機能分化が生まれ、同じ授權であってもそれらの法的根拠に違いをもたらす可能性もある。今後の実行に注意を払いつつ、授權のこのような多様化についても詳細な考察を行う必要がある。

(4) これらの検討を踏まえた上で、授權の法的性質を分析すると、以下のような理解が導かれる。授權には国連憲章第 103 条を適用すべきという立場には一定の支持があり、今のところ (限定されているものの) 判例においても肯定されている。授權が他の規範に優先するという解釈が支持されるのは、国家が条約の締結などによって保護しようとする個別的利益を上回る公的性格が授權方式に備わっているからであろう。

帰属の問題については本研究で明確な結論を導けなかったが、授權の法的根拠が国連憲章第 42 条であるとする、授權は自衛権のように個別の国家が実施する措置というよりは、実施における裁量は認めながらも国連の措置としての位置づけが解釈論上も首肯されているように思われる。

以上を勘案すると、それぞれの解釈論に明

快な決着を与えるのはいまだに容易ではないため、授權の法的性質について自衛権説と公的制裁説のいずれかのみを明確に肯定することは難しいが、第103条の適用の肯定や、授權の法的根拠を合わせて考えると、個別の国家の措置というよりは、公的制裁としての性格をより強く有していると考えられる。授權方式は、武力の行使などの物理力の行使を個別国家から国際組織へ移行させ、国際社会を統合するための過渡的形態とみることもできよう。

今後は、さらに以下の点につき研究が求められる。第1に、人権法との関係である。授權を含めて国連の制裁と人権法の抵触が争われる事例が多く見受けられる。こうした事例においては、授權を含めた安保理の制裁の公的性格が厳しく問われていると考えることもできる。第2に、それぞれの解釈論上の論点はまだ未決着の点も残されており、今後の実行や判例の展開をなお注視することが求められる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

加藤 陽、「国連安保理の授權に対する人権法の制約」立命館法学、査読無、第5・6号(2016年3月)1366-1393頁
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/15-56/2015-56.htm>

加藤 陽、「国連憲章義務の優先と欧州人権裁判所における「同等の保護」理論」国際公共政策研究、査読無、第19巻第1号(2014年9月)147-164頁
http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/society/content19_01.html

加藤 陽、「国連憲章第103条と国際人権法 欧州人権裁判所における近時の動向」国際公共政策研究、査読無、第18巻1号(2013年9月)163-179頁
http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/society/content18_01.html

加藤 陽、「国連安保理による「授權」に対する国連憲章第103条の適用 アル・ジェッダ事件を契機として」近畿大学法学、査読無、第61巻1号(2013年6月)147-182頁
<http://kurepo.clib.kindai.ac.jp/modules/xoonips/detail.php?id=AN10144398-20130630-0147>

[学会報告](計0件)

6. 研究組織

(1)研究代表者

加藤 陽 (KATO, Akira)

近畿大学・法学部・准教授

研究者番号：90584045